

○掘り返し規制路線掘さく特別許可審査

会規約

制 定 昭和50年7月15日

最近改正 昭和62年6月 1日

1 設置

舗装道路の掘り返し規制期間内における道路掘さく許可基準（以下「基準」という。）第3項第3号なお書の「やむを得ない事由」に該当するか否かを審査するため、掘り返し規制路線掘さく特別許可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 組織

審査会は、別表の職員をもって組織する。

3 役員

- (1) 審査会に会長、副会長及び幹事長を置く。
- (2) 会長は、道路局長をもって充て、会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、道路部長をもって充て、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 幹事長は、管理課長をもって充て、会議の進行をつかさどり、幹事長に事故あるときは、幹事がその職務を代行する。

4 会議の開催

- (1) 会長は、第6項の議案の提出があったときは、会議を開催する。
- (2) 会議は毎週月曜日に行うものとし、会議の7日前までに議案を付して委員に通知するものとする。

5 議案提出者及び利害関係者の出席

- (1) 会長は、議案提出者を出席させ、当該議案の説明を求めるものとする。
- (2) 会長が、必要と認めるときは、利害関係者を審査会に出席させることができる。
- (3) 会長は、会議の7日前までに議案提出者及び利害関係者に対し、会議の開催を通知するものとする。

6 議案の提出

基準第3項第3号に該当する工事のため、道路を掘さくしようとする者は、次の図書各10部を添付して会長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 断面図
- (4) 工事概要（目的、時期、工法）
- (5) 当該議案が基準第3項第3号の事情やむを得ない場合に該当するか否かを判断するに足りる理由書（ルート、工法、施行時期、需要関係の検討結果等）

7 審査及び通知

審査会は、前項により提出された議案が基準第3項第3号なお書きによる事情やむを得ない場合に該当するか否かについて審査し、その結果をすみやかに議案提出者に通知するものとする。

8 議案及び審査の特例

規制開始から一年経過後に、マンホール等軽易な工事等を施行するときは、第6項及び第7項の規定にかかわらず、次により取扱うことができる。

- (1) 所轄土木事務所長は、次の各号の特別申請を事情やむを得ない場合に該当するか否かについて審査することができる。

(ア) 掘さくする延長が10m程度までのもので道路を横断して本線に接続するための工事

(イ) マンホール、ハンドホール、消火栓、電柱、電話柱、信号機、標識及び各種バルブ等を設けるための工事

(ウ) 規制期間3年の道路における推進工法及びすい直工法等のために設ける立坑工事

(2) 掘り返し規制路線掘さく特別審査会長は、規制期間5年の道路における前号(ウ)の工事について同審査会を開催することなく、同審査会委員に特別申請を回議し、事情やむを得ない場合に該当するか否かについて諮ることができる。

9 庶務

審査会の庶務は、道路局道路部管理課が担当する。

附 則

この規約は、昭和50年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月1日から施行する。

別表

掘り返し規制路線掘さく特別許可審査会名簿

役 名	補 職 名
会 長	道路局長
副 会 長	道路部長
	街路部長
	建設部長
	技術監理担当部長
幹 事 長	管理課長
	維持課長
	関係課長
	関係土木事務所長
幹 事	管理課占用係長
	維持課調整係長